

定 款

日本ユーザビリティ医療情報化推進協議会(JUMP)

日本ユーザビリティ医療情報化推進協議会（JUMP） 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、日本ユーザビリティ医療情報化推進協議会(英語名称:Japan Usability Medical information Promote Conference) 略称：JUMP という。

(事務所)

第2条 この団体（以下 JUMP という）の事務所を
東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号 アーク森ビル 12 階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 JUMP は、国民が主役の新しい社会システムへの飛躍を目指して三つの目的を実現するため具体的取り組みを行う。

- 1.国民視点にたった医療情報化を推進する共通番号の実現
- 2.共通番号とICTで医療現場の抜本的イノベーションを実現
3. ICTを活用した地域住民の健康を支える社会の実現

(団体の種類)

第4条 JUMP は目的を達成するため、任意団体として活動を行う。

(事業)

第5条 JUMP は、第3条の目的を達成するため、次の活動を実施する。

- (1) 医療現場における情報連携・共有の推進、効率的な運用体制の構築、国民視点の医療サービスの質の向上を目指すための基盤となる共通番号の実現に向けた政策提言及び政府や社会への啓発活動を行う。
- (2) 医療介護、年金等で用いる番号を共通化するなど、多様な職種機関間を情報連携・共有し、国際化への対応も考慮した抜本的イノベーションを目指す活動を行う。
- (3) 高齢者の健康を見守る在宅医療・介護等を連携し、医療安全を確保しながら、モバイルとクラウドによるサービスモデルを構築し、その普及を目指す活動を行う。
- (4) 地域住民の健康を支える新しい地域づくりを目指す活動を行う。

- (5) 国民個人の健康管理データ等の各種データを継続的に蓄積・活用し、医療・介護関連機関を連携し、地域住民の健康を生涯にわたって支える社会を目指す活動を行う。
- (6) 電子診療情報を活用し、医薬品・医療機器の安全性を国民視点での向上を目指す活動を行う。
- (7) その他医療情報化を推進する活動を行う。

第3章 会員等

(種別)

第6条 JUMPの会員は、次の3種とし、正会員および賛助会員、自治体会員をもって活動する。

(1) 正会員

JUMPの目的に賛同して入会し、JUMPの活動を推進する企業、団体。

(2) 賛助会員

JUMPの目的に賛同して入会し、JUMPの事業を賛助・後援する企業。

(3) 自治体会員

JUMPの目的に賛同して入会し、JUMPの事業を賛助・後援する自治体。

2 会員以外に、各種会議、部会、WG、検証PJ等に専門家として参加する有識者を専門委員とすることができる。

専門委員は、戦略会議、部会、WG、検証PJの承認を得て理事長が委嘱する。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとし、理事会は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事会は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員、賛助会員は、理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員、賛助会員、自治体会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) JUMPが消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく1年以上会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、理事会において退会と決議したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員、賛助会員、自治体会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款等に違反したとき。
- (2)JUMPの名誉を傷つける行為、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員、顧問・相談役及び職員

(種別及び定数)

第13条 JUMPに次の役員を置く

- (1)理事5人以上
 - (2)監事2以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

- 2 理事長は、理事会において理事の互選とする。
- 3 監事は、総会で選任する。
- 4 監事は、理事又はJUMPの職員を兼ねることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、JUMP を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、JUMP の業務を執行する。
- 3 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が順次に理事長の職務を代理する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) JUMP の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、JUMP の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は JUMP の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる時。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、総会の承認を得て報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問・相談役)

第 20 条 JUMP は、顧問・相談役を置くことができる。

- 2 顧問・相談役は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問・相談役に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。
- 4 顧問・相談役は、理事会における議決権を有しない。

(事務局及び職員)

第 21 条 JUMP に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 理事は事務局長もしくは職員と兼務できる。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 5 章 会議、委員会

(種別)

第 22 条 JUMP の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会と臨時総会の 2 種とする。

- 2 理事長は、前項に定める会議のほか、必要に応じて第 5 条に定める活動を行うための委員会等を置くことができる。

(構成)

第 23 条 総会は、理事と正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、意見を述べるることができる。

(権能)

第 24 条 総会は、JUMP の運営に関する次の事項を議決する。

- (1)事業報告及び決算の承認
 - (2)監事の選任又は解任
 - (3)定款の変更
 - (4)合併
 - (5)解散
 - (6)その他運営に関する重要事項
- 2 理事会は、この定款に定めるもののほか、以下の事項について議決する。
- (1)総会に付議すべき事項
 - (2)総会が議決した事項の執行に関わる事項
 - (3)事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (4)理事の選任又は解任
 - (5)役員の仕事及び報酬
 - (6)年会費の額
 - (7)借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 43 条に同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (8)事務局の組織及び運営
 - (9)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1)理事会が必要と認め召集を請求したとき。
 - (2)正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
 - (3)監事が第 15 条第 3 項第 4 号の規定に基づいて召集するとき。
- 3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1)理事長が必要と認めた場合。
 - (2)理事の現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。
 - (3)監事より、理事の業務執行の状況又は JUMP の財産の状況について、理事会召集の請求があった場合。

(招集)

第 26 条 会議は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号または第 3 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 4 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又はFAX,E-mailをもって、開会日の5日前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

(議長)

第27条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。やむを得ない事情により理事長が出席できなくなった場合は、出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会における議決事項は、第26条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 4 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、理事長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の総会における表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、正会員の代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号、第44条、第45条第2項及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 各理事の理事会における表決権は、平等なるものとする。
- 6 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 7 前項の規定により表決した理事は、第31条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとする。
- 8 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事ができない。

(議事録)

第31条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
 - (2)総会においては正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)理事会においては理事総数及び出席者数(書面表決者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3)審議事項
 - (4)議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印又は署名、押印しなければならない。

第6章 知的財産権

(知的財産権の取扱い)

第32条 JUMPが実施する活動において、創出又は提供される知的財産権の取り扱いについては別途定める「知的財産権取扱規程」によるものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 JUMPの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
- (2)年会費
- (3)寄付金品
- (4)財産から生じる収入

(5)事業に伴う収入

(6)その他の収入

(資産の区分)

第 34 条 JUMP の資産は、非営利活動にかかる事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 35 条 JUMP の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 36 条 JUMP の会計は、取扱金の出納状況については、会計年度ごとに現金出納簿のほか監査資料(決算書等)を作成し、理事会の決裁を受けるものとする。

(会計の区分)

第 37 条 JUMP の会計は、NPO 法人の会計基準を準用する。

(事業計画及び予算)

第 38 条 JUMP の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 39 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 40 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 41 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 42 条 JUMP の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 43 条 JUMP の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 44 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 45 条 JUMP が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を得なければならない。

(解散)

第 46 条 JUMP は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
- (2)目的とする事業の成功の不能
- (3)正会員および賛助会員の欠亡
- (4)合併
- (5)破産

2 前項第 1 号の事由により JUMP が解散するときは、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 47 条 JUMP が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、JUMP と同種の目的を有する団体、特定非営利活動法人、社団法人または財団法人に譲渡するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(合併)

第 48 条 JUMP が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

第 9 章 雑則

(細則)

第 49 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、JUMP の設立の日から施行する。
- 2 JUMP の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	森田	朗
理事	荻野	和郎
同	河内山	哲朗
同	近藤	達也
同	千葉	光行
同	内藤	晴夫
同	山田	啓二
同	横尾	俊彦
監事	菊池	満
監事	光延	裕司
- 3 JUMP の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。
- 4 JUMP の設立当初の事業計画および収支予算は、第 37 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 JUMP の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。
- 6 JUMP の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員年会費 1 口 100 万円
 - (2) 賛助会員年会費 1 口 10 万円
 - (3) 自治体会員及び専門委員については、会費を徴収しない。